

奨学金を希望されるみなさんへ

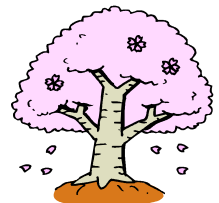
# 2025 年度 奨学金のご案内

## (学部・短期大学用)

- ・奨学金の採用が決定されるまでには、いくつかの手続きが必要です。
- ・奨学金の種類により、申し込み方法・条件などが異なります。
- ・この冊子には、2025 年 2 月現在の内容を記載しています。
- ・3 月下旬に奨学金窓口で配布する冊子「奨学金申込要項 2025」には、2025 年度の手続き方法・時期などを記載し、申し込み書類を添付します。

### 奨学金申込にあたっての注意事項

- ◆お問い合わせは、保護者ではなく学生本人が行ってください。
- ◆貸与奨学金は、学生本人が貸与終了後(卒業後)に返還しなければなりません。
- ◆日本学生支援機構を申し込む場合は、「奨学金申込要項 2025」の内容を必ず確認してください。
- ◆この冊子には成績優秀者特待生制度について記載していません。  
特待生制度につきましては、入学(在籍)する学部学生センターでご相談ください。  
授業料減免につきましては資金部(06-4307-3021)でご相談ください。



## 目次

奨学金・教育ローンの一覧	P1
申込可能な奨学金【貸与】	P2

### 近畿大学奨学金

近畿大学奨学金(貸与)	P3~4
近畿大学奨学金(貸与) 応急奨学金・災害特別奨学金	P5
世耕弘一奨学金(入学前予約採用型給付)	P6~7
世耕弘一奨学金(給付)	P8
世耕弘一奨学金(家計急変給付)	P9~10

### 日本学生支援機構奨学金

#### 貸与

第一種(無利子)・第二種奨学金(有利子)	P11~16
緊急・応急採用	P17

#### 給付

給付奨学金(高等教育の修学支援新制度)	P18~23
給付奨学金(高等教育の修学支援新制度)【家計急変採用】	P24~25

申し込みから返還・支給終了までの流れ	P26~27
--------------------	--------

「予約採用」についてのQ&A	P28
----------------	-----

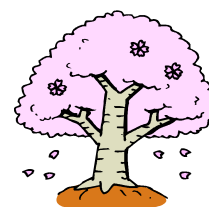
「新規申し込み」についてのQ&A	P29
------------------	-----

地方公共団体・民間育英団体の奨学金(給付・貸与)	P30~32
--------------------------	--------

日本政策金融公庫 国の教育ローン	P32
------------------	-----

近畿大学提携ローン オリコ学費サポートプラン	P33
------------------------	-----

参考資料 高等教育修学支援新制度授業料等の減免について	P34~35
-----------------------------	--------



# 奨学金・教育ローンの一覧

貸与奨学金:返還の義務がある(学生本人が借りて返還の義務を負う)

給付奨学金:返還の義務がない

取扱機関		奨学金・教育ローンの名称	対 象	申込・手続時期等	採用時期
近畿	給付	世耕弘一奨学金	【入学前予約採用型】 高校等で予約採用候補となった人 (申込:入学前年の9月/採否通知:入学前年の11月)	4月	6月
			【在学採用】大学で2025年度分を申し込む人	5月~6月	9月末
			【家計急変】家計急変から1年以内の人	随時	
大 学	貸与 (無利子)	近畿大学貸与奨学金	【在学採用】大学で2025年度分を申し込む人	4月	7月
		応急奨学金	【応急採用】家計急変から1年以内の人	随時	最短2週間
		災害特別奨学金	【災害特別採用】災害に遭ってから5年以内の人	随時	最短2週間
日 本 学 生 支 援 機 構	給付	給付奨学金 (高等教育の修学支援新制度) ※2	【予約採用】高校等で予約採用候補の手続きをした人	4月	4月
			【在学採用】大学で新規に申し込む人	4月 9月	7月 12月
			【家計急変採用】 家計急変から3カ月以内の人 新入生は※1を参照	随時	
			【編入学継続】短大等で日本学生支援機構の奨学金を受け編入学をした人	4月~6月	6月~ 8月
	貸与	第一種奨学金 無利子	【予約採用】高校等で予約採用候補の手続きをした人	4月	4月
			【在学採用】大学で新規に申し込む人	4月 9月	7月 12月
			【緊急採用】家計急変から1年以内の人	随時	
		第二種奨学金 有利子	【予約採用】高校等で予約採用候補の手続きをした人	4月	4月
			【在学採用】大学で新規に申し込む人	4月 9月	7月 12月
			【応急採用】家計急変から1年以内の人	随時	
入学時特別増額貸与奨学金 有利子	2025年度新入生および編入生で第一種奨学金または第二種奨学金に申し込み、所定の条件に該当する人	4月 (単独で申し込むことはできません)	7月		
民間 教育 英 団 体	給付・貸与	大学推薦	大学が指定する申し込み資格のある人	在学生 2~3月 新入生 3~4月	5~8月頃
		一般公募	大学または各団体の指定する申し込み資格のある人	概ね 3~5月	財団による
金融 公 庫	教育 ロ ー ン	国の教育ローン	教育資金を必要とする人	随時※3	
オリ エン ト コー ポ レ ー シ ョ ン		オリコ学費サポートプラン	教育資金(学費)を必要とする人	随時※3	

4月の申込には「奨学金申込要項 2025」が必要です。配布方法は3月下旬に大学ホームページ、UNIPAに掲載予定。

【日本学生支援機構 予約採用】手続き方法は「奨学金申込要項 2025」で確認してください。

※1 急変事由発生日が進学前の2024年1月以降、2025年3月以前の場合は進学から3カ月以内の申請が必要です。

※2 高等教育の修学支援新制度における授業料減免は別途申請が必要です。

※3 それぞれのホームページ等で確認してください。

# 申し込み可能な奨学金【貸与】

## 近畿大学奨学金(貸与)・日本学生支援機構奨学金(貸与)

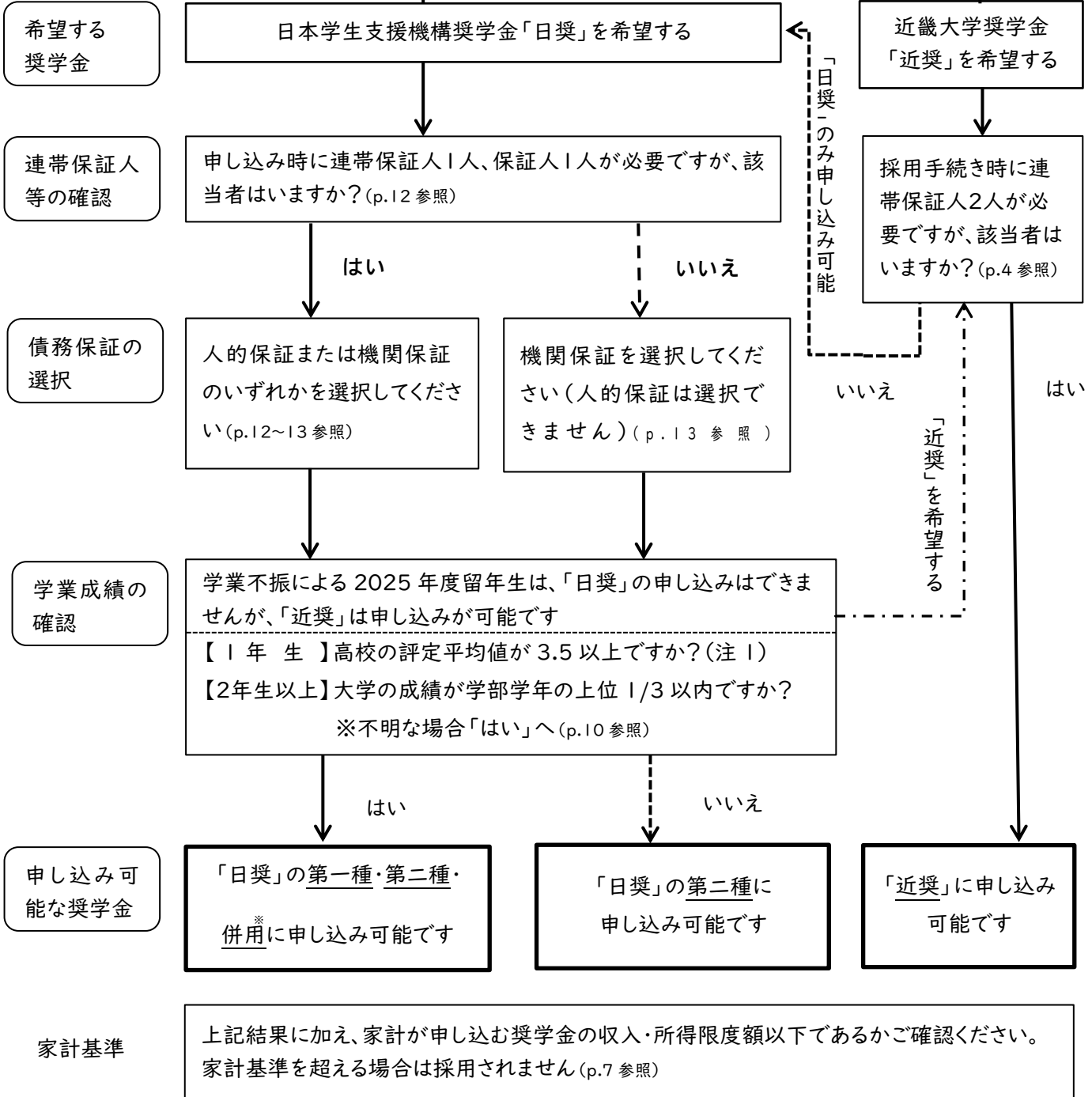
「近奨」=近畿大学奨学金(貸与)

「日奨」=日本学生支援機構奨学金(貸与)

希望する奨学金に進む

「日奨」

「近奨」



※併用…第一種奨学金と第二種奨学金を同時に借りることです。

(注1) 学業成績に限らず、定められた基準を満たせば申し込み可能です。詳しくは3月下旬に配布します冊子「奨学金申込要項 2025」の別冊子「奨学金案内ダイジェスト」を参照してください。

# 近畿大学の奨学金

## 近畿大学奨学金(貸与)

本学奨学金は、教育の機会均等に寄与するため、健康にして人物・学業ともに優秀でありながら経済的な理由で修学が困難な者に対して、学資の一部を貸与し学業を継続させることを目的としています。

■ **申し込み資格** 本学に在学している人で家計基準を満たしている人。ただし、申込時および採用時に休学している場合は、申し込みができません。

■ **金 額** 年額 600,000 円 (薬学部医療薬学科生は年額 800,000 円) <一括振込>

■ **利 子** 無利子

■ **採用人数(定員) 2025年度の予定定員(大学院を含む)**

キャンパス(学部)	採用人数	キャンパス(学部)	採用人数
東大阪キャンパス	431人	和歌山キャンパス(生物理工学部)	35人
奈良キャンパス(農学部)	50人	広島キャンパス(工学部)	40人
大阪狭山キャンパス(医学部)	15人	福岡キャンパス(産業理工学部)	31人

■ **選 考**

人物・学力・家計について、本学奨学金の基準に照らして行い、各定員数の範囲内で採用します。したがって、申し込み者が全員採用されるとは限りません。

■ **採用内容**

・採用内定者への通知は、6月下旬～7月上旬の予定です。内定者には採用手続きに必要な書類を配布します。不採用者には、6月下旬～7月上旬に通知します。選考結果についての電話等による回答はいたしません。

■ **採用手続**

・採用内定者は、7月上旬～中旬に正式採用手続きをする必要があります。手続きをしない場合は、採用内定が取り消されます。

・手続きの際に、連帯保証人2人が必要です

**連帯保証人とは**

- ・奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。
- ・下表の①および②の2人が必要です。

①	連帯保証人(保護者)	父母または父母に代わる保護者
②	連帯保証人 (保護者以外の方)	原則として次の(ア)～(エ)の条件をすべて満たす人 (ア) 4親等以内の親族(父母を除く兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等) (イ) 本人および連帯保証人(保護者)と別生計 (ウ) 18歳以上かつ65歳未満 (エ) 保証能力のある人

※以前に本奨学金の貸与を受けた人は、その時と同じ連帯保証人(2人とも)を選任してください。

## ■ 採用時提出書類

- ・「奨学金借用証書」に学生本人および連帯保証人2人がそれぞれ署名・押印し、提出します。
- ・連帯保証人2人の「印鑑登録証明書」が必要です。  
(市町村役場発行の原本で、大学に提出する時点において発行から3カ月以内のものが必要)
- ・提出された「奨学金借用証書」および「印鑑登録証明書」は返却いたしません。

## ■ 交 付

7月下旬に貸与年額 600,000 円(薬学部医療薬学科生は 800,000 円)を一括して、学生本人名義の口座に振り込みます。

※前期授業料の納入期限(5月14日)には間に合いませんので、ご注意ください。

## ■ 次年度以降も希望する場合

- ・本奨学金は次年度への継続はできません。
- ・次年度以降も希望する場合は、必要年度の4月に申し込みをしてください。  
(希望年度前の3月下旬に大学ホームページに掲載予定の「令和7年度(2025年度)近畿大学貸与奨学金募集要項」についてを確認し、募集要項をダウンロードしてください。)

## ■ 返 還

- ・卒業後に返還します(在学中は返還が猶予されます)。
- ・返還年賦額(1年あたりの返還金額)は、貸与総額に応じて下表のとおりです。完済するまで年賦額を返還いただきます。

返還総額	返還期間	返還年賦額
60~180万円	6~18年	10万円
240万円	20年	12万円

- ・卒業した年の12月末日が1回目の年賦返還期限となります。以降毎年、12月末日となります。退学等の場合は、退学等をした年度の翌年度の12月が1回目の返還となります。

- ・希望する口座から返還金を引き落としされます。

振替日は毎年12月27日です。(金融機関休業日の場合は、翌営業日)

- ・口座振替ではいずれの金融機関でも振込手数料はかかりません。
- ・返還期日を過ぎると、滞納した割賦元金に対して、年5%の割合で計算した額の延滞利息を徴収します。  
なお、本人に以下の事情が認められた場合には、大学からの通知催告がなくとも期限の利益を喪失し、直ちに残額を一括してお支払いいただきます。

①返還期日での返還を2度怠ったとき

②大学に届出の住所地に郵便物が届かないなど連絡がつかない状況になったとき

- ・返還を怠ると、連帯保証人(保護者)・連帯保証人(保護者以外の方)にも返還の督促を行います。

なお、督促に関する費用等はすべて奨学生本人の負担となります。

## ◆返還猶予(願出が必要)

貸与奨学生が次の各号の一に該当するときは、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 災害又は疾病によって返還が困難となったとき。
- (2) 本学又は他大学の大学院(含専門職)などに在学するとき。
- (3) その他止むを得ない事由が生じたとき。

# 近畿大学(貸与)応急奨学金 近畿大学(貸与)災害特別奨学金

## ■ 申し込み資格

### ◆近畿大学応急奨学金

過去1年以内に家計支持者の失職・破産・倒産・離別・病気・死亡等または火災・風害等により、家計が急変したため緊急に奨学金が必要になった場合。

### ◆近畿大学災害特別奨学金

過去5年以内に災害に遭い、公的機関から「罹災(りさい)証明書」が発行され、経済的理由により修学が困難な人。

■ 金 額 年額 600,000 円〈一括振り込み〉

■ 利 子 無利子

■ 申 込 み 本学入学後、奨学金担当窓口で年間を通じて随時相談に応じています。

■ 採 用 手 続 近畿大学奨学金(貸与)と同じです(連帯保証人2人が必要です)。

■ 交 付 採用後に随時、一括して学生本人名義の口座に振り込みます。(年度1回限り)

■ 返 還 近畿大学奨学金(貸与)と同じです。

以下の該当者類(例)(個別面談時に詳細をお伝えいたします)

家計急変事由	家計急変事由の証明書類	収入に関する証明書類	家計急変事由の発生日
1.生計維持者が死亡	・戸籍謄本(抄本) ・住民票の除票の写し(死亡日記載)	不要	生計維持者が死亡した日
2.事故・病気等	・事故、病気等で就労困難な事由の証明 ・医療費の領収書等 ・休職等の証明	別途案内	事故、病気等の発生日もしくは発生以降の家計急変日
3.生計維持者が失職(退職、会社倒産、廃業)	・解雇通知書 ・退職証明書 ・雇用保険被保険者離職票等	失職した会社以外の収入がある場合は家計急変事由の発生日の翌月～直近分	離職日、廃業日
4.生計維持者が震災、火災、風水害等に被災	・罹災証明書 ・被災証明書	別途案内	罹災日、被災日
5.生計維持者との離別(離婚・行方不明等)	・戸籍謄本(抄本) ・離婚届受理証明書 ・行方不明者届受理票等	不要	離別日(離婚日、失踪日等)

# 世耕弘一奨学金(入学前予約採用型給付)

近畿大学では、本学への入学を強く希望する者に対し、入学後の学費等経済支援を目的とした進学を支援する奨学金(入学前予約採用型給付)制度を設けております。受験前に申請いただき、採用候補者を決定します。採用候補者は、本学の入学試験に合格、入学、所定の手続きをすることで正式採用となります。また、遠方から近畿大学へ入学される学生に対し支度金として10万円増額いたします。

## ■申し込み資格

次の①から④の条件にすべて該当すること

- ① 近畿大学への入学を強く希望し、受験予定の人。(a. b. c.いずれかの人)
  - a. 日本国内の高等学校を令和8年3月に卒業予定の人
  - b. 日本国内の高等学校を令和7年3月以降に卒業した人
  - c. 高等学校卒業認定試験合格者および令和8年3月31日までに合格見込みの人
- ② 高等学校の成績が評定平均値3.8以上の人(医学部4.0以上)(上記①-c.の人は不要)
- ③ 日本国籍を有する人、特別永住者の在留資格を有する人または出入国管理及び難民認定法に規定される留資(永住者、定住者、日本人の配偶者・子、永住者の配偶者・子)を有する人
- ④ 申込者本人の父母(両方)または父母に代わって家計を支えている人の1年間の総収入額をもとに算定し、家計基準を超過しない人

《家計基準(限度額)の目安》 この金額は目安であり、家族の人数等により異なります。

参考【大学学部 法学部 自宅通学 4人家族(弟が公立高校)の場合】

給与所得世帯	給与所得以外の世帯
年収 822 万円以下	所得 414 万円以下

## ■金 額

エリア内入学生:年額30万円(返還不要 一括支給)

エリア外入学生:年額30万円+10万円(増額分)=40万円(返還不要 一括支給)

※入学年度のみ支給

※エリア内外の定義(実際に入学された学部の所属するキャンパスを基準とします。)

	エリア内	エリア外
東大阪キャンパス 奈良キャンパス 大阪狭山キャンパス (新名称に変更予定) 和歌山キャンパス	滋賀・京都・大阪・ 兵庫・奈良・和歌山	左記以外
広島キャンパス	鳥取・島根・岡山・広島・山口	左記以外
福岡キャンパス	福岡・佐賀・長崎・熊本・ 大分・宮崎・鹿児島	左記以外

例えば!

東大阪在住で第一志望を東大阪キャンパス理工学部機械工学科、第二志望を広島キャンパス工学部機械工学科をとしていて、広島キャンパスに合格し入学される場合はエリア外となり、10万円増額された給付金の受給対象となります。



近畿大学奨学金センター (NONGHORI BLUE)



■ **申し込み** 入学前年度の(2025年)9月(近畿大学ホームページ(学費・奨学金等)に詳細を掲載します)

■ **交 付** 入学年度の(2026年)6月

■ **返 還** 返還の義務はありません

### ■ **そ の 他**

- ・本奨学金を受給できるのは、採用候補者が、該当年度入試に合格し、該当年度4月に入学した場合に限ります。
- ・本奨学金と、他団体の給付奨学金の併給はできません。
- ・本学の特待生制度に該当し、学費の全額または一部を免除されている場合も併給はできません。特待生制度の資格が優先されます。
- ・日本学生支援機構の給付奨学金 第I区分・第I区分(多子世帯)に採用された場合(区分変更含む)は本奨学金を辞退していただきます。※本奨学金給付後の場合は、全学返金いただきます。
- ・本奨学金の給付は、入学後の6月末となります。入学にあたっては、所定の期日までに入学手続き(入学金、授業料、諸費用の納入)が必要です。

## 世耕弘一奨学金（給付）

この奨学金は、経済的理由により修学が困難な学生で、優れた素質と強い向上心を持ち、人物、学業ともに優れた本学学生に対して学資の一部を給付して、学業を継続させることを目的としています。

- **申し込み資格** 健康にして、人物・学業ともに優秀でありながら、経済的に学資の援助を受けることが必要であると認められる人  
以下①～④を満たしている人

- ① **人 物** 給付奨学金の用途が奨学生として適当である者  
② **成績基準** 意欲的に修学に励み、学業が優れている者で、学業基準【表1】に達している者

【表1】

1年生	高等学校での成績が評定平均値 3.8 以上（※医学部 4.0 以上） または高等学校卒業程度認定試験合格者。
2年生以上	本人の所属学部・学年で成績が上位 1/3 以内の者。 および、取得単位数が修業年次（前年次修了）までの通算標準取得単位数（要卒業単位数を最短修業年数で割った単位数の当該年次までの累計）を満たしている者。

- ③ **家計基準**

申込者本人の父母両方または父母に代わって家計を支えている者の総収入金額をもとに算定し、家計基準を超過しない者

参考 上限目安【大学学部、1 学年、法学部、自宅通学、4 人家族（弟＝公立高校）の場合】

給与所得の世帯	給与所得以外の世帯
年収 822 万円以下	所得 414 万円以下

- ④ **そ の 他**

- ・他の奨学団体から給付を受けていない者。
- ・日本学生支援機構給付奨学金に採用されている場合、第2区分、第2区分（多子世帯）、第3区分、第3区分（多子世帯）、第4区分（多子世帯）・（理工農系）、多子世帯に該当している者は申込資格があります（第1区分、第1区分（多子世帯）に該当している者は、申込資格がありません。）
- ・日本学生支援機構給付奨学金に申請中の方は採用区分が決定していないため、申込資格があります（ただし採用または適格認定（家計）の結果、第1区分、第1区分（多子世帯）に該当した場合、世耕弘一奨学金を辞退していただきます）。
- ・他の給付奨学団体へ給付奨学金の申込をしていない者、及び申込の予定がない者（日本学生支援機構給付奨学金を除く）。
- ・特待生制度等に該当し、令和7年度の学費の全額または一部を免除されている場合は、この奨学金の受給資格がない場合があります。特待生の規程等を確認したうえで、申し込みをしてください。特待生制度等の詳細は各学部学生センターの窓口で確認してください。
- ・近畿大学奨学金（貸与）との併用は可能です

- **金 額** 年額 300,000 円（一括振り込み）  
■ **申 し 込 み** 5 月～6 月予定（募集の際は、大学のホームページおよび UNIPA 配信にて案内します。）  
※各キャンパスによって募集時期は異なります。  
■ **交 付** 9 月末予定（採用者は採用後に一括して学生本人名義の口座に振り込みます。）  
■ **返 還** 返還の義務はありません。

# 世耕弘一奨学金（家計急変給付）

申請書類提出日から過去1年以内に生計維持者の失職、破産、離別、病気、死亡等により家計状況が急変し修学が困難な学生に対して選考をおこない、採用されましたら半期分の学費を大学へ直接収納します。事由発生による世帯の減収状況、申請書類の記載内容を総合的に判断し採用者を決定します。採用人数に限りがあります。

## ■申し込み資格

次の①から⑤の条件にすべて該当すること。

- ① 近畿大学の学部生（短期大学部を含む）であること
- ② 卒業を目指し学習意欲がありながら、家計急変により学費納入が困難な学生
- ③ 家計支持者の収入減少により30%以上の減収があり、かつ減収後の世帯年収が400万円未満（給与所得以外の世帯は収入金額から必要経費を除いた所得金額が276万円未満）になる見込みであること
- ④ 家計急変の事由発生日の翌月を起点として12カ月以内の申請であること（事由発生が入学後に限る）  
例：事由発生年月が2025年5月である場合、事由発生月の翌月6月を起点として12カ月以内となる2026年5月までであれば申込みが可能です。

★日本学生支援機構「給付」奨学金への申込資格がある場合は本奨学金に申込はできません。

以下のア～キ該当するものは**対象外**

- ア 日本学生支援機構給付奨学金学費減免対象者（多子世帯含）
- イ 出願から給付までの間に休学、除籍、留年中の者
- ウ 当該年度に世耕弘一奨学金（給付、入学前予約採用型給付）または他奨学団体から給付奨学金を受給、受給予定の者
- エ 学業成績優秀、スポーツ推薦等による特待生
- オ 海外から本学への留学生、本学から海外へ留学中（本学の卒業単位に認定される留学を除く）の学生
- カ 申請者と家計支持者の資産合計額が【多子世帯3億円未満、多子世帯以外5,000万円未満】でない者

## ■金額

授業料および教育充実費の半期分（課外活動育成費等の諸費用は自己負担とし、差額分の学費納付書を発行します）

必要な証明書類（例） ※証明書類には必ず事由発生日および該当者氏名の記載が必要です。

失職 （非自発的失業）	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 （離職年月日と失職者の氏名、※1 離職理由コードが確認できるもの）
破産	破産手続開始決定の通知書等 （民事再生法等の法的申し立てを行っていることが確認できるもの）
離別	戸籍謄本（離別年月日が確認できるもの）
病気・事故	医師による診断書（半年以上就労困難と記載のもの）、休職証明書
死亡	死亡診断書、戸籍抄本等（死亡日が確認できるもの）

その他

・事由発生前1年間の収入に関する証明書（給与明細、帳簿、源泉徴収票、確定申告書等のコピー）父、母（父母）がいる場合は必ず両方あるいは父母に代わって家計を支えている人の収入に関する証明書（コピー可）が必要です。

※1 「非自発的失業とは雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下記の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変による支援の対象とはなりません。

11 (1A)、12 (1B)、21 (2A)、22 (2B)、23 (2C)、31 (3A)、32 (3B) 33 (3C)、34 (3D)

◆次の事項に該当する場合は奨学金の返還を求める場合があります。

- ・出願資格に欠格事項が判明した場合
- ・出願書類に虚偽の記載及び捏造が判明した場合
- ・その他上記に準ずる事象が生じた場合

# 日本学生支援機構奨学金・貸与

## 第一種(無利子)・第二種奨学金(有利子)

経済的理由により修学に困難がある学生に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還していかなければなりません。

### ■申し込みの資格

#### ◆学力基準

- 第一種奨学金 ・1学年は高等学校等での評定平均値が3.5以上。  
または、高等学校卒業程度認定試験(入学資格検定)に合格。  
・2学年以上は、大学の成績が本人の属する学部学年の上位1/3以内。

(注)学業成績に限らず、定められた基準を満たせば申し込み可能です。詳しくは3月下旬に本学ホームページに掲載予定の「奨学金案内」を参照してください。

- 第二種奨学金 ・1学年は高等学校等での成績が当該出身学校において平均水準以上。(注)  
または、高等学校卒業程度認定試験(入学資格検定)に合格。  
・2学年以上は、学業不振により2025年度留年をしていないこと。

(注)本学では入学した時点で平均水準以上であると認めます。

#### ◆家計

原則生計維持者のマイナンバーを利用して行います。

ただし、この金額は目安であり、家族の人数や世帯構成によって異なります。

給与所得者:源泉徴収票の支払金額(税込み)

給与以外の所得者:確定申告書等の所得金額(売上金額-必要経費)

2025年春申込の場合:令和5年(2023)年分

2025年秋申込の場合:令和6年(2024)年分



進学資金シミュレーター

奨学金の種類や金額等試算できる便利なシミュレーションツール

(試算によるものであるため、実際に申し込んだ場合の結果とは必ずしも一致しません)

### <家計基準(限度額)の目安>

目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

(単位:万円)

世帯		(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			(★)が給与所得以外の世帯 (年間の所得金額)		
人数	構成	第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
3人	あなた、親①(★)、親②(無収入)	732	1,127	677	550	891	503
4人	あなた、親①(★)、親②(★※)、高校生	880	1,309	826	613	937	566

※親②は例として給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円としています。

(注)併用貸与:第一種奨学金と第二種奨学金の両方を受けること。

#### ◆外国籍の人について

外国籍の人は在留資格等が次のいずれかに該当する場合のみ申込みができます。

- ・法定特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者で将来永住する意思がある人
- ・家族滞在で次の条件を全て満たす人
- ・日本国の小学校卒業前に日本国に初めて入国した人もしくは日本国の小学校を卒業した人
- ・日本国の中学校を卒業した人
- ・日本国の高等学校等を卒業予定又は卒業した人
- ・大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

申込みを行う際は、在留資格、及び在留期限(「法定特別永住者」・「永住者」を除く)を申告し、申込可能な在留資格であることの証明書類を提出する必要があります。

※在留資格が「留学」・「特定活動」等の方は奨学金の申込資格がないため採用されません

## ■ 金額 ※貸与途中の月額変更が可能。

### ◆第一種奨学金：(月額、選択型)

(注)各区分の最高月額は、家計支持者の収入基準あり

短大	自宅月額	2万円・3万円・4万円・5万3千円(注)から選択
	自宅外月額	2万円・3万円・4万円・5万円・6万円(注)から選択
大学	自宅月額	2万円・3万円・4万円・5万4千円(注)から選択
	自宅外月額	2万円・3万円・4万円・5万円・6万4千円(注)から選択

### ◆第二種奨学金：(月額、選択型)

2万円、3万円、4万円、5万円、6万円、7万円、8万円、9万円、10万円、11万円、12万円から選択

(12万円を選択した場合、医学部生は4万円、薬学部生は2万円の増額が可能)

### ◆入学時特別増額貸与奨学金 [有利子] ※入学時特別増額貸与奨学金の貸与利率は、日本学生支援機構が定める利率とします。

2025年度第1学年(編入学生の入学年次を含む)入学生において、第一種奨学金・第二種奨学金は入学年月を貸与始期として奨学金の貸与を受ける者は、**入学時特別増額貸与奨学金 [有利子]**を受けることができます。希望により貸与月額の初回振り込み時に表★の5種類の中から選択した額を増額することができます。ただし、入学時特別増額貸与のみを申し込むことはできません。また、進学前に貸与を受けることもできません。なお、入学時特別増額貸与の申し込みは入学時一度だけに限ります。

第一種奨学金、第二種奨学金の併用貸与を希望する場合に、入学時特別増額貸与を併せて希望する場合も同様です。この場合は、第二種奨学金にのみ増額することになります。

表★【入学時特別増額貸与奨学金の種類】

10万円 ・ 20万円 ・ 30万円 ・ 40万円 ・ 50万円
●上記5種類の中から選択できます。

### 貸与始期：入学月

- ・4月入学者は春(一次採用)にて申込みが必要です
- ・入学時特別増額貸与奨学金を第二種奨学金と同時期に申し込む場合、第二種奨学金貸与始期は、入学年月と同一にする必要があります。貸与始期が入学年月と同一でない場合、入学時特別増額貸与奨学金に申込みできません。

### 家計基準：貸与額算定基準額が75,000円以下であること。

基準を上回る場合でも、国庫の「国の教育ローン」に申込みをしたけれど低所得を理由に利用できなかった世帯の学生も必要書類を提出することで対象になります。

下記の公庫が定める「国の教育ローン」の要件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込むことができなかった世帯の学生は対象外です。

1. 借入申込世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入金申込金額が350万円を超えていないこと※
3. 用途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること

※一定の要件に該当する場合の上限は450万円

## ■ 貸与期間（春申し込みの場合）

予約採用（第一種・第二種）	2025年4月分から卒業年月分まで
在学採用（第一種）	2025年4月分から卒業年月分まで ※緊急採用を除く
（第二種）	2025年4月～9月分の希望月から卒業年月分まで

## ■ 選考

人物・学力・家計について、日本学生支援機構の基準に照らして行います。したがって、申し込み者全員が推薦されるとは限りません。

## ■ 債務保証について

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、債務保証が必要です。

保証には次の2種類があり、申し込み時にいずれかを選択します。

人的保証	連帯保証人、ならびに保証人を選任する。
機関保証	一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受ける。

### ◆ 人的保証（連帯保証人・保証人を選任する）

連帯保証人1人と保証人1人の計2人必要です。

#### 連帯保証人とは

申込者と連帯して返還の責任を負う人です。原則として「父母」。次の条件すべてに該当する人を選任してください。

- ・ 申込者が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）であること。申込者が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、あなた（奨学生本人）の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族であること。
- ・ 未成年者および学生でないこと。
- ・ 申込者の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
- ・ 債務整理中（破産等）でないこと。
- ・ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※連帯保証人に「4親等以内の成年親族」でない人を選任する場合は、一定の条件を満たす「返還を確実に保証できる人」にしてください。「返還誓約書」提出時に「返還保証書」および基準を満たす収入・所得や資産に関する証明書の提出が必要です。（詳しくは貸与奨学金案内をご確認ください）

#### 保証人とは

申込者と連帯保証人が返還できなくなったときに、申込者に代わって返還する人です。

原則として「おじ・おば・兄弟姉妹等」。次の条件すべてに該当する人を選任してください。

- ・ 申込者および連帯保証人と別生計であること。
- ・ 申込者の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
- ・ 返還誓約書の誓約日（奨学金の申込日）時点で65歳未満であること。
- ・ 未成年者および学生でないこと。
- ・ 申込者または連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
- ・ 債務整理中（破産等）でないこと。
- ・ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に申込者が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※保証人に、「4 親等以内の成年親族」でない人、または、65 歳以上の人、のいずれか(または両方)に該当する人を  
選任する場合は、奨学生本人および連帯保証人と別生計で一定の条件を満たす「返還を確実に保証できる人」にして  
ください。「返還誓約書」提出時に「返還保証書」および基準を満たす収入・所得や資産に関する証明書の提出が必要  
です。(詳しくは貸与奨学金案内をご確認ください。)

例：給与所得者：年間収入金額 320 万円以上【所得証明書、源泉徴収票 等】

給与所得者以外：年間所得金額 220 万円以上【所得証明書、確定申告書控 等】

### ◆機関保証(一定の保証料の支払いが必要)

日本国際教育支援協会(保証機関)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度。保証を受けるためには、一定の保証料金の  
の支払いが必要です(原則：毎月の奨学金貸与額から保証料を支払う)。

「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。

#### 第一種奨学金保証料(目安)

区分	通学形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	保証料月額(円)
短大 2 年制	自宅通学	53,000 円	24 カ月	1,272,000 円	1,608 円
学部 4 年制	自宅通学	54,000 円	48 カ月	2,592,000 円	1,928 円

#### 短大 第二種奨学金保証料(目安)

貸与月額	貸与月数	貸与総額	保証料月額(円)
30,000 円	24 カ月	720,000 円	838 円
80,000 円	24 カ月	1,920,000 円	3,119 円
120,000 円	24 カ月	2,880,000 円	5,614 円

#### 学部(4年制) 第二種奨学金保証料(目安)

貸与月額	貸与月数	貸与総額	保証料月額(円)
50,000 円	48 カ月	2,400,000 円	2,145 円
100,000 円	48 カ月	4,800,000 円	5,491 円
120,000 円	48 カ月	5,760,000 円	6,589 円



←その他の保証料金

### ■ 利率 対象：第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金

・申し込み時に利率の算定方法として、①利率固定方式 または ②利率見直し方式のいずれかを選択します。

① 利率固定方式…貸与終了時に決定する利率で最後まで返還する。

② 利率見直し方式…貸与終了後おおむね 5 年毎に見直しされる利率で返還する。

・在学中および返還猶予期間は無利息です。

・第二種奨学金の貸与利率は、年利率 3%が上限となります。

・薬学部生の増額部分、入学時特別増額貸与奨学金の貸与利率は、別途、日本学生支援機構が定める  
利率となります。

### ■ 返還方式

・所得連動返還方式 対象：第一種奨学金のみ

卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので所得が少ない時期も無理なく返還できる制度  
(保証制度は機関保証のみ選択)

・定額返還方法 対象：第一種、第二種、入学時特別増額貸与奨学金

貸与総額に応じて算出された返還金額(月額)により、返還完了まで返還



## ■ 採用・交付

### ◆ 予約採用

4月下旬～5月中旬に交付(奨学金の振込)され、5月頃に採用者に通知します(「進学届」提出日によって異なる)。

### ◆ 在学採用(春申し込みの場合)

- ・7月中旬に交付(奨学金の振込)され、8月上旬に採否の結果を通知します。  
ただし第二種奨学金の希望月が8月以降の場合は、希望月の中旬に交付されます。
- ・選考結果についての電話等による回答はいたしません。  
※前期授業料の納入期限には間にあいませんので、ご注意ください。

## ■ 採用後の手続き

### ◆ 「返還誓約書」の提出

- ・返還誓約書を定められた期限までに提出されない場合には、既に振り込み済みの奨学金を戻入した上で採用取消となります。
- ・人的保証の場合は次の①～⑤、機関保証の場合は①②⑥の提出が必要です。
  - ①返還誓約書
  - ②奨学生本人の住民票 ※奨学金申込時にマイナンバーを提出している人は不要
  - ③連帯保証人の印鑑登録証明書
  - ④連帯保証人の収入に関する証明書
  - ⑤保証人の印鑑登録証明書  
※4親等以内の親族でない方を保証人にする場合は、「返還保証書」や「収入に関する証明書」が必要です。
  - ⑥保証依頼書(兼保証委託契約書)

### ◆ 継続手続き(適格認定)

- ・毎年1月に、奨学金継続の手続きがあります。  
(インターネット入力により、「奨学金継続願」を提出します)
- ・手続きが完了すると、大学が継続の認定を行います。
- ・認定された場合、次年度1年間(4月～翌年3月)の貸与が継続されます。
- ・手続きをしない場合は奨学金が廃止となります(廃止後は復活できません)。
- ・学業不振により留年、もしくは昨年度の取得単位数が皆無(0)に近い人は貸与が停止または廃止されます。

## ■ 返 還

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります。

(3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始)

### 月賦返還の一例

#### ◆ 第一種奨学金(無利子)

区分	通学形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還月賦額	返還回数(期間)
短大2年制	自宅通学	53,000円	24ヵ月	1,272,000円	8,833円	144回(12年)
学部4年制	自宅通学	54,000円	48ヵ月	2,592,000円	14,400円	180回(15年)

◆第二種奨学金(有利子)

短期大学部(2年制) 貸与月数24カ月(貸与始期4月)利率3%と仮定した場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	年利	返還総額 (元本+利息)	返還月賦額	返還回数 (期間)
30,000円	24カ月	720,000円	3%	833,004円	7,713円	108回(9年)
80,000円	24カ月	1,920,000円	3%	2,349,227円	15,059円	156回(13年)
120,000円	24カ月	2,880,000円	3%	3,672,102円	19,125円	192回(16年)

大学学部(4年制) 貸与月額48カ月(貸与始期4月)利率3%と仮定した場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	年利	返還総額 (元本+利息)	返還月賦額	返還回数 (期間)
50,000円	48カ月	2,400,000円	3%	3,018,568円	16,769円	180回(15年)
100,000円	48カ月	4,800,000円	3%	6,459,510円	26,914円	240回(20年)
120,000円	48カ月	5,760,000円	3%	7,751,445円	32,297円	240回(20年)

◆奨学金貸与・返還シミュレーション

いくら借りたらいくら返すのかシミュレーションができます。



◆返還期限猶予制度(願い出が必要)

傷病、経済困難等の事由により返還が困難になった場合返還を先送りにする制度

◆減額返還制度(願い出が必要)

傷病、経済困難等の事由により月々の返還額を2/3、1/2、1/3または1/4に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度

◆在学猶予(願い出が必要)

奨学金の貸与が終了した後も、引き続き学校に在学(進学)する場合に返還期限を先送りにする制度

◆返還免除(願い出が必要)

死亡または精神・身体の障害により就労不能と診断されたときは返還が免除される場合があります。

◆地方公共団体による奨学金返還支援制度

奨学金返還支援制度の対象となる要件や手続き等については、各地方公共団体に直接ご確認ください。



◆企業等の奨学金返還支援(代理返還)制度

奨学金返還支援制度の対象となる要件や手続き等については、各企業等に直接ご確認ください。



## 緊急・応急採用

進学前又は在学中に被災や父母等の病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、急変後年収見込みにより選考が行われます。

在學生は事由発生から12カ月以内に申し込みが必要です。

新入生は進学後、3カ月以内に申し込みが必要です。

事前に面談が必要ですので、希望される方は奨学金窓口までお申し出ください。

家計急変事由 (緊急採用・応急採用)		家計急変事由の発生日
1. 生計維持者が死亡		生計維持者が死亡した日
2. 事故・病気等	(1) 生計維持者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】	事故・病気等発生以降の家計急変日
	(2) 同一生計の家族が事故・病気等となり家系が急変【生計維持者の支出増大】	事故・病気等発生日
3. 生計維持者が失職(退職、会社倒産、廃業)		離職日、廃業日
4. 生計維持者が 震災、火災、風水害 等に被災	(1) 被災等により、収入が無くなった	罹災日 被災日
	(2) 被災等により、収入が減った	
	(3) 被災等により、支出が増えた(収入状況は変化なし)	
5. 父母等による暴力から避難		保護施設への入所年月日等
6. 生計維持者との離別(離婚・行方不明等)		離別日(離婚日、失踪日等)

◆緊急奨学金: 第一種奨学金(無利子)

◆応急奨学金: 第二種奨学金(有利子)

① 家計基準: 定期採用と同じ

② 学力基準: 第一種 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められるもの  
第二種 定期採用と同じ

# 日本学生支援機構奨学金・給付

## 給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）【在学採用】

経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。学業成績などが基準を下回る場合は奨学金を打ち切ることがあります。さらに、学業成績が著しく不振となった場合は返還が必要になることがあります。

### ■ 申し込みの資格

以下の(1)～(4)の要件をすべて満たす人

#### (1) 大学等への入学時期等に関する要件

- ① 高等学校を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人
  - ② 高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人で、かつ認定試験の合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していないもの
  - ③ 外国の学校教育の過程を修了した人など
  - ④ 飛び級や入学資格審査による人など
- } 条件は給付案内書類をご確認ください。

#### (2) 学力基準

【表1】

在学年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人	次の1～3のいずれかに該当すること 1 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2範囲に属すること 2 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること 3 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
入学後1年以上を経過した人	次の1、2のいずれかに該当すること 1 GPA等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること 2 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること  <small>※採用基準となるGPA、取得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)未までの累計」                      ※やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学習意欲を有することが確認できればこの基準を満たすことになります。</small>

【表2】1.～3.のいずれかに該当する場合は支給対象外となります。

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の抱く集意欲が著しく低い状況であるとみとめられること

※上記1.～3.のいずれかに当てはまる場合であっても災害、傷病のその他やむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。

### (3) 家計基準

収入基準は提出されたマイナンバー等あなたと、生計維持者の住民税情報を取得し、判定します。

下表はあくまでも目安として利用してください。多子世帯の収入基準はありません。

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)				(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)			
		第1区分・第1区分 (多子世帯)	第2区分・第2区分 (多子世帯)	第3区分・第3区分 (多子世帯)	第4区分 (多子世帯) (理工農系)	第1区分・第1区分 (多子世帯)	第2区分・第2区分 (多子世帯)	第3区分・第3区分 (多子世帯)	第4区分 (多子世帯) (理工農系)
2人	あなた、親① (ひとり親)(★)	229	332	402	649	144	212	272	452
4人	あなた、親①(★) 親②(無収入)、 高校生	295	395	461	689	196	277	348	526
5人	あなた、親①(★)、 親②(パート)、 高校生、中学生	親①321 親②100	親①321 親②100	親①321 親②100	親①321 親②100	親①217 親②100	親①277 親②100	親①353 親②100	親①530 親②100

支援区分	収入基準
第1区分・第1区分(多子世帯)	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
第2区分・第2区分(多子世帯)	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第3区分・第3区分(多子世帯)	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第4区分 (多子世帯)(理工農系)	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること
多子世帯	なし

※支給額算定基準額=課税標準額×6%-(市町村民税調整控除額+市町村民税調整額)(100円未満切捨て)  
 ※政令指定都市に対して市民税を納税している場合は(市町村民税調整控除額+市町村民税調整額)に3/4を乗じた額



進学資金シミュレーター

奨学金の種類や金額等試算できる便利なシミュレーションツール

(試算によるものであるため、実際に申し込んだ場合の結果とは必ずしも一致しません)

### (4) 資産基準

区分	基準額(あなたと生計維持者の資産額の合計)
1~3区分であって、多子世帯ではない	5,000万円未満
多子世帯の場合	授業料等減免3億円未満 給付奨学金5,000万円未満

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地、建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等) ※退職金も含む
- ・預貯金(普通・定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等) ※有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- ・満期や解約により現金化した保険 ※満期・解約前の掛け金は含みません。また貯蓄型生命・学資保険も含みません。

## (5) 在留資格に関する要件

外国籍の人は在留資格等が次のいずれかに該当する場合のみ申込みができます。

1. 法定特別永住者
2. 永住者
3. 日本人の配偶者等
4. 永住者の配偶者等
5. 定住者で将来永住する意思がある人
6. 家族滞在で次の条件を全て満たす人

日本国の小学校卒業前に日本国に初めて入国した人もしくは日本国の小学校を卒業した人  
 日本国の中学校を卒業した人  
 日本国の高等学校等を卒業予定又は卒業した人  
 大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

申込みを行う際は、在留資格、及び在留期限（「法定特別永住者」・「永住者」を除く）を申告し、申込可能な在留資格であることの証明書類を提出する必要があります。

※在留資格が「留学」・「特定活動」等の方は奨学金の申込資格がないため採用されません

## ■金額

区分		自宅通学		自宅外通学	
		月額	年額	月額	年額
大 学 ・ 短 大	第1区分	38,300 円	459,600 円	75,800 円	909,600 円
	第1区分(多子世帯)	(42,500 円)	(510,000 円)		
	第2区分	25,600 円	307,200 円	50,600 円	607,200 円
	第2区分(多子世帯)	(28,400 円)	(340,800 円)		
	第3区分	12,800 円	153,600 円	25,300 円	303,600 円
	第3区分(多子世帯)	(14,200 円)	(170,400 円)		
第4区分 (多子に限る)	9,600 円 (10,700 円)	115,200 円 (128,400 円)	19,000 円	228,000 円	
多子世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表の( )内の金額になります。

※「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者(父母等)と同居している(又はこれに準ずる)状態のことをいいます。

ア 実家(生計維持者のいずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道 60 キロメートル以上(目安)

イ 実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上(目安)

ウ 実家から大学等までの通学否が付き 1 万円以上(目安)

エ 実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上あって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下(目安)

オ その他やむを得ない特別な事情により、学業の関連で、実家からの通学が困難である場合

※「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振込まれます。

「自宅外通学」であることの証明書(賃貸借契約書等)を不備なく提出し審査が終了した後、「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

## ■ 貸与奨学金(第一種奨学金)を併せて利用する場合

給付奨学金と第一種奨学金を合わせて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額の上限額が制限されます。

【調整後の貸与月額】※給付奨学金受給中の場合の貸与月額(2024年度実績)

区分		自宅通学	自宅外通学
		月額	月額
大学	第1区分	0円	0円
	第2区分	0円	0円
	第3区分	21,700円(20,000円、30,300円)	19,200円
	第4区分 多子世帯	29,800円 (20,000円、38,700円)	20,000円、30,400円
	第4区分 理工農系	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)	20,000円、30,000円、44,500円
短期 大学 (夜間)	第1区分	0円	0円
	第2区分	7,400円(11,600円)	0円
	第3区分	20,000円・30,200円 (20,000円、35,800円)	24,700円
	第4区分 多子世帯	20,000円・35,900円 (20,000円、30,000円、41,800円)	20,000円、33,500円
	第4区分 理工農系	20,000円・30,000円・45,500円 (20,000円、30,000円、40,000円、52,500円)	20,000円、30,000円、40,000円、52,500円

※ 親と同居している生活保護世帯の人、児童養護施設等から通学する人は、()内の金額となります。

※ 調整後の貸与月額表において、20,000円・40,000円の設定は平成30年度以降入学者が選択できる月額であり、平成29年度以前入学者は20,000円・40,000円を選ぶことはできません。

なお、第二種奨学金の貸与月額には、給付奨学金の利用は影響しません。

### 多子世帯支援拡充の対象者に係る第一種奨学金の利用可能額【参考】

区分		自宅通学	自宅外通学
		月額	月額
大学	第1区分多子世帯	0円	0円
	第2区分多子世帯	0円	0円
	第3区分多子世帯	0円	0円
	第4区分多子世帯	0円	0円
	多子世帯	0円(5,600円)	5,600円
短期 大学 (夜間)	第1区分多子世帯	0円	0円
	第2区分多子世帯	0円(1,600円)	0円
	第3区分多子世帯	10,200円(15,800円)	4,700円
	第4区分多子世帯	13,400円(19,300円)	11,000円
	多子世帯	23,000円(20,000円、30,000円)	20,000円、30,000円

※ 親と同居している生活保護世帯の人、児童養護施設等から通学する人は、()内の金額となります。

- 過去に給付奨学金（家計急変採用も含）を受けたことのある人、認定を取り消されたことがある人は、新規申込をして、2回目の支給を受けることはできません。  
ただし、編入学、転学、転籍、の場合は継続して支援を受けることができる場合がございます。  
（別途手続き必要）

## ■ 認定の取消し

給付奨学生として採用後は、自己都合により採用を取り消すことはできません。

ただし、給付奨学金と併給不可の他団体奨学金等に採用され得た場合は認定の取り消しを願い出すことができます。

なお、採用後、申込情報に誤りがあることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

## ■ 採用後の手続き

- ① 「自宅外通学であることの証明書類」の提出（自宅外通学選択者のみ）  
自宅外の振込は「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。
- ② 適格認定（家計）  
毎年あなたと生計維持者の住民税情報やあなたが報告した資産額に基づき家計基準による支援区分の見直しを行います。
- ③ 適格認定（学業成績等）  
学年末（短大は半期ごと）に学業成績などの基準に係る判定が行われます。  
次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます
  - 1 退学・除籍・停学（無期または3カ月以上）の処分を受けた場合
  - 2 適格認定における学業成績基準の廃止の基準のいずれかに該当した場合

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合は除く） 1、 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2、 修得した単位数の合計が標準単位数の6割以下であること 3、 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学習意欲が著しく低い状況であると認められること。 4、 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（「停止」の区分に該当するものを除く）
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2.に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし連続して3回該当する場合は除く）
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合は除く） 1、 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること（上記の「廃止」の区分の2.に掲げる基準に該当するものを除く） 2、 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること（次のア、イに該当する場合は除く） ア、確認大学等における学習の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ、社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学習に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3、 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学習意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分3.に掲げる基準に該当するものを除く）

※修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。



④ 在籍報告

毎年4月にスカラネット・パーソナルを通じて機構へ提出します。(インターネットから入力)  
期間までに提出(入力)がない場合は給付奨学金の支給が止まります。  
支援区外、休学中、停止中の場合も提出(入力)は必要です。

※給付奨学金に関する詳細につきましては、日本学生支援機構のホームページにてご確認ください  
(<https://www.jasso.go.jp/>)。



※高等教育の修学支援新制度 給付奨学金の支給対象の学生は、本学へ授業料等減免の対象者の認定に関する申請をされた後に、採用となった支援区分(第1区分、第1区分(多子世帯)、第2区分、第2区分(多子世帯)、第3区分、第3区分(多子世帯)・第4区分(多子世帯)(理工農系)・多子世帯)ならびに支給期間等に基づいて授業料等の減免も同時に受けることができます。申込に関する案内は給付奨学金の採用書類に同封いたします。  
詳細は資金部(06-4307-3021)にお問い合わせください。

# 給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）【家計急変採用】

家計急変の事由が発生したときから、原則 3 カ月以内に申し込む必要があります  
個別で面談を行いますので該当される方は奨学金窓口までご相談ください（面談は学生本人のみ）。

## ■ 家計急変の事由

下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合のみ、家計急変採用に申し込みができます。

事由	証明書類	家計急変自由の発生日
A: 生計維持者の一方（又は両方）が死亡	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載）	生計維持者が死亡した日
B: 生計維持者の一方（又は両方）が事故 または病気により、3か月以上就労が困難	下記のすべて ・医師による診断書※1 ・病気休職中であることの証明書※2	診断書に記載された就労困難な状況が開始した日
C: 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非 自発的失業※3 の場合に限る）	・雇用保険受給資格者証（第1面・第 3面・第4面）※4	左記の証明書に記載され た離職日
D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に 被災した場合であって、次のいずれかに 該当 ① 上記 A～C のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両 方）が生死不明、行方不明、就労困難など 世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書	罹災証明書に記載された 罹災の日
E: 本人が父母等による暴力等から避難す るために、「児童福祉法」又は「売春防 止法」の定める施設等へ入所等すること となった※5	・公的機関による保護証明書 （証明書様式による）※6	公的機関による保護証明 書に記載された保護施設 への入所年月日

※1 医師による診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が「3か月以上」である  
ことの記載が必要です。

※2 雇用されている場合：傷病による休暇（休職）の期間について記載された勤務先発行の証明書（様式自由または所定  
の様式※）が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。

個人事業主の場合：所定の様式※が必要

※面談時にお渡します

※3 下表に該当する場合のみ

11 (1A) 解雇 (1B 及び5E※に該当するものを除く)
12 (1B) 天災やその他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A) 特定雇止めによる離職 (雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22 (2B) 特定雇止めによる離職 (雇用期間3年未満等更新明示あり)
23 (2C) 特定理由の契約期間満了による離職 (雇用期間 3 年未満等更新明示なし)
31 (3A) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B) 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33 (3C) 正当な理由のある自己都合退職 (3A, 3B又は3Dに該当するものを除く)
34 (3D) 特定の正当な理由のある自己都合退職 (被保険者期間6か月以上12か月未満)

注意「(5E)被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非該当

※4 発行できない場合:雇用保険被保険者離職票と所定の様式※でも可

※面談時にご案内します

※5 申請対象者は以下のいずれかに該当する人

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項第3号の規定による一時保護を受けることとなった者または同法第36条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者

※6 面談時にご案内します

■ 学力、家計基準等の内容については通常の給付奨学金(P18~P23)と同じ

■ 認定後の手続き

### 1 適格認定(家計)

支援開始年月から6カ月経過後、3カ月ごとに見直しを行います。収入証明書類は見直し回数を重ねるごとに累計され、提出した収入証明書類が12カ月分以上となった後は1年ごとに、支援区分の見直しを行います。

※見直しの結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

### 2 適格認定(学業)

学業成績等の基準に関する判定を行います。(給付奨学金P21③と同様)

※判定の結果、授業料減免の支援が打ち切られることがあります。

### 3 継続願の提出

3カ月ごとに適格認定が行われることを踏まえ、3カ月ごとに継続手続きを行います。

※継続願の提出がない時は、授業料減免の支援が止まります。

※高等教育の修学支援新制度 給付奨学金の支給対象の学生は、本学へ授業料等減免の対象者の認定に関する申請をされた後に、採用となった支援区分(第1区分、第1区分(多子世帯)、第2区分、第2区分(多子世帯)、第3区分、第3区分(多子世帯)・第4区分(多子世帯)(理工農系)・多子世帯)ならびに支給期間等に基づいて授業料等の減免も同時に受けることができます。申込に関する案内は給付奨学金の採用書類に同封いたします。

詳細は資金部(06-4307-3021)にお問い合わせください。

## 申し込みから返還・支給終了までの流れ

日程はキャンパスによって異なります。

	近畿大学奨学金		
	【貸与】	世耕弘一奨学金 (給付)	世耕弘一奨学金 (入学前予約採用型給付)
4月	4月上旬:申し込み		4月上旬:決定通知書の提出 4月中旬:誓約書・口座用紙提出
5月	〈選考〉不採用になる場合あり		
6月	6月下旬:内定 借用証書提出	5月下旬~6月:募集案内 6月上旬:申し込み 〈選考〉:不採用になる場合あり	6月末:一括給付
7月	7月末:採用(一括貸与)		
8月			
9月		9月:内定 誓約書提出 9月末:採用(一括給付)	
10月		日本学生支援機構給付奨学生 第1区分または第1区分(多子世帯)該当者 返金	
11月~3月			
来年度4月	来年度も希望する場合は新規で申し込みが必要		
返還	卒業した年の12月から年1回	支給終了(返還の義務がない)	

# 申し込みから返還・支給終了までの流れ

日程はキャンパスによって異なります。

日本学生支援機構奨学金					
		【貸与】	【給付】		
		予約採用者	大学で新規に申し込む人や追加・移行希望者 ※1	予約採用者	大学で新規に申し込む人
4月	4月上旬:「進学届」提出 4月~5月中旬:採用 (毎月奨学金が振り込まれる) ※「進学届」提出日により採用時期が異なる	4月上旬:一次申し込み 〈選考〉 不採用になる場合あり	4月上旬:「進学届」提出 4月~5月中旬:採用 (毎月奨学金が振り込まれる) ※「進学届」提出日により採用時期が異なる		4月上旬:一次申し込み 〈選考〉 不採用になる場合あり
5月					
6月	6月上旬:採用書類を受け取る ↓	6月上旬:採用書類を受け取る			
7月	6月下旬~7月上旬 返還誓約書提出	7月中旬:採用 (毎月奨学金が振り込まれる) ↓		7月中旬:採用 (毎月奨学金が振り込まれる) ↓	
8月		8月上旬 採用書類を受け取る ↓		8月上旬 採用書類を受け取る	
9月		9月上旬までに 返還誓約書提出		9月中旬:二次申し込み 〈選考〉 不採用になる場合あり	
10月		9月中旬:二次申し込み 〈選考〉 不採用になる場合あり		適格認定(家計) 支援区分の見直し ※見直しの結果、奨学金の停止や、金額が変更する場合あり	
11月		11月中旬:採用 ↓ 11月下旬 採用書類を受け取る		11月中旬:採用 採用書類を受け取る	
12月		↓ 12月中旬 返還誓約書提出			
1月	継続の手続き(継続手続きをしないと奨学金は廃止になる) (一次申込者に限る 二次申込者は次年度より) 適格認定を受ける	適格認定(学業)を受ける (学業不振による廃止(遡及取消含む)あり) ※短大の場合は半期に一度行われます。			
2月					
3月					
来年度 4月	4月:奨学金の継続交付(学業不振による停止または廃止あり)	4月~5月:奨学金の継続交付 4月:在籍報告(手続きをしないと奨学金は停止)			
返還	卒業した年の10月から毎月		支給終了(遡及取消の場合は返還)		

※1 追加・移行希望者(日本学生支援機構奨学金)

現在貸与中もしくは内定を受けている奨学金と別の種類の奨学金を追加で申し込みたい方、第一種から第二種、第二種から第一種奨学金への移行を希望する方は新規に申し込みをする手続きが必要です。

## 「予約採用」についてのQ&A

**Q1:**「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知」をなくしてしまいました。どうすればいいですか？

**A1:**奨学金を申し込んだスカラネット(インターネットサイト)より「簡易版」を印刷し使用してください。

**Q2:**第二種奨学金の予約採用候補者です。第一種に変更することはできますか？

**A2:**可能です。現在予約採用を受けている奨学金から移行を希望する場合は、新規申し込みの手続きが必要です。近畿大学奨学金を追加する場合も同じです。「進学届の提出」と「新規申し込み」を同時に行ってください。ただし、必ずしも移行・追加の採用を受けられるとは限りません。移行・追加の採用を受けられなかった場合、現在予約採用で内定されている奨学金のみの採用になります。

**Q3:**第二種奨学金の予約採用候補者で、月額5万円で内定されています。8万円に増額したいのですが…。

**A3:**「進学届の提出(インターネット入力)」時に、月額の変更が可能です。

**Q4:**令和6年度予約採用候補者に決定されました。1年間浪人したのですが、有効ですか？

**A4:**「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」は無効となります。大学で「新規申し込み」をしてください。

**Q5:**「決定通知」の入学時特別増額貸与奨学金(有利子)の欄に“日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込:必要”と印字されています。日本政策金融公庫の教育ローンは申し込んでいないのですが…。

**A5:**“日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込:必要”と印字されている方が、「入学時特別増額貸与奨学金」を希望する場合、「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」の書類が必要です。国の教育ローンに申し込んでいない方、または教育ローンを借りている方は、「入学時特別増額貸与奨学金」は希望できません。

**Q6:**「決定通知」に記載の名前から名前が変わったのですが…。

**A6:**4月の手続き時に大学の奨学金受付窓口に出してください。奨学金振込口座は新しい(学生証と同じ)名前の通帳をご用意ください。インターネットの「進学届」の入力は旧氏名で行っていただきます。

## 「新規申し込み」についてのQ&A

Q1:日奨の「第一種」と「第二種」を2つ同時に借りることはできますか？

A1:可能です。ただし、「第一種」「第二種」「近奨」の3つを同時に申し込みすることはできません。併用貸与は貸与額が多額となり、返済の負担が大きくなるのでご注意ください。併用貸与の選考は採用人数枠が限られているので必ずしも採用されるとは限りません。

Q2:現在日奨の第二種奨学生です。第一種に変更することはできますか？

A2:可能です。現在貸与を受けている奨学金から移行を希望する場合は新規に申し込みが必要です。近奨を追加希望する場合も同じです。ただし、必ずしも、移行・追加の採用を受けられるとは限りません。

Q3:2025年度学業不振により留年が決定してしまいました。  
申し込みできる奨学金はありますか？

A3:近畿大学奨学金のみ申し込み可能です。日本学生支援機構奨学金は申し込みできません。また、現在日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている方は奨学金が停止または廃止されます。

Q4:銀行の振込口座の通帳が統廃合前の古い通帳しかないのですが……。

A4:なるべく統廃合後の新しい通帳をご用意ください。不可能な場合は、統廃合後に支店名・店番号・口座番号等に変更がないか確認してください。変更があった場合は、通帳のコピーに朱書きで訂正しておいてください。

Q5:父母ともに無職ですが、父か母を連帯保証人に選任することはできますか？

A5:可能です。父母がいない場合をのぞき、連帯保証人は父か母を選任してください。

Q6:日本学生支援機構奨学金の保証人に知人を選任することができますか？

A6:可能です。ただし、4親等以内の親族でない方を保証人に選任する場合は、「返還誓約書」提出時に「印鑑登録証明書」の他に「返還保証書」や収入の証明書類等の提出が必要となります。

## 地方公共団体・民間育英団体の奨学金

地方公共団体:都道府県や市の教育委員会等が設置する奨学金制度

民間育英団体:個人や民間企業等が設立する財団が設けた奨学金制度

近畿大学では地方公共団体・民間育英団体の奨学金は以下の①、②に分類し、募集を行います。各キャンパスで募集時期等が異なりますので、詳細については各キャンパスにお問い合わせください。募集時期はおおむね2月～5月となっています。

### ① 【大学推薦】《事前登録が必要》

募集・選考は団体ごとに行うのではなく、大学において一括で募集し選考を行います。

奨学金団体から推薦枠に基づき推薦候補者を決定します。

募集(登録)については近畿大学HP、奨学金の「新着情報」をご確認ください。

### ② 【一般公募】

団体ごとに募集を行います。

大学に募集依頼があった団体の中から、ご自身が希望する団体に申し込みを行います。

団体から募集依頼があり次第随時更新しますので、近畿大学HP、奨学金の「新着情報」をご確認ください。

年度によって推薦団体が変わる場合がございます。(「大学推薦」→「一般公募」へ変更となる場合がございます(その逆も)あります。)

—大学に募集依頼がない団体で学生本人が個人で見つけた団体に申し込みをする場合—

※提出についての注意事項

大学の推薦書(公印)が必要な場合は学生部までご提出ください。

・**団体提出締切日2週間前までにご提出ください。**

・推薦所見が必要な場合は指導教員等にご依頼ください。



奨学金新着情報



近畿大学HP  
地方・民間団体

(注意事項)

- ・給付奨学金の申込は1人1団体です。(日本学生支援機構の給付奨学金は除く)
- ・令和7年度 地方公共・民間育英団体奨学金の「大学推薦」に登録申請される方は「一般公募」の給付奨学金には申込できません。
- ・令和7年4月時点で奨学団体等から給付奨学金の受給が確定している方は対象外です。(日本学生支援機構の給付奨学金は除く)
- ・令和7年度世耕弘一奨学金(給付)に申込される方は、地方公共・民間育英団体の給付奨学金の申込はできません。
- ・特待生制度等に該当している方も申込は可能です(令和7年度より変更)。  
併願可能かはご自身の学生センターで特待生規定の確認をしてください。  
(注意:学内選考がある場合、優先度は低くなります。・財団が不可とする場合は申込できません。)
- ・推薦人数に限りがある団体は学内選考を行います。



# 地方公共団体・民間育英団体の奨学金

前年度、大学に推薦・募集依頼があった団体は下表のとおりです。年度によって募集がない場合や、募集資格等が変更になる場合がございます。

## 給付(返還不要)

団体名称	給付金額
公益財団法人 アークランドサカモト奨学財団	月額 30,000 円
公益財団法人 アイコム電子通信工学振興財団	月額 50,000 円
公益財団法人 いであ環境・文化財団	年額 200,000 円
一般財団法人 Innovation of FUJI	月額 50,000 円
一般財団法人 上田記念財団	月額 50,000 円
公益財団法人 叡哲奨学会	月額 20,000 円
公益財団法人 エイブル文化振興財団	年額 400,000 円
公益財団法人 LPC Foundation	年額 480,000 円
公益財団法人 オークネット財団	年額 480,000 円
公益財団法人 OBC和田財団	月額 40,000 円
公益財団法人 大阪現代教育振興財団	年額 360,000 円
公益財団法人 岡本教育財団	年額 480,000 円
公益財団法人 奥村奨学会	月額 30,000 円
公益財団法人 小野奨学会	月額 60,000 円
一般財団法人 加瀬不動産活用振興財団	年額 480,000 円
一般財団法人 金岡教育財団	年額 480,000 円
一般社団法人 唐神基金	年額 240,000 円
公益財団法人 KAWAJIRI FOUNDATION 川尻育英奨学金	年額 480,000 円
公益財団法人 河内奨学財団	月額 40,000 円
公益財団法人 川村育英会	月額 30,000 円
公益財団法人 キーエンス財団	月額 100,000 円
公益財団法人 キーエンス財団 「がんばれ!日本の大学生」応援給付金	一時金 300,000 円
京都府城陽市教育委員会	一時金 500,000 円
一般財団法人 北野財団	月額 30,000 円
公益財団法人 木原財団	年額 480,000 円
公益財団法人 共進会奨学財団	月額 30,000 円
一般財団法人 楠田育英会	月額 30,000 円
公益財団法人 久保教育文化財団	年額 480,000 円
公益財団法人 クリハラント記念財団	月額 60,000 円
公益財団法人 香雪美術館	月額 50,000~70,000 円
公益財団法人 公正取引委員会 (MMS奨学金)	月額 100,000 円
公益財団法人 志・建設技術人材育成財団	年額 500,000 円
一般財団法人 在日韓国奨学会	年額 120,000~360,000 円

団体名称	給付金額
在日朝鮮人教育会	年額 160,000~200,000 円
公益財団法人 サカタ財団	月額 70,000 円
一般財団法人 笹川薬局記念財団	月額 50,000 円
公益財団法人 佐々木泰樹育英会	年額 600,000 円
JEES・住友金属鉱山地域貢献奨学金	月額 100,000 円
JEES・日本語教育普及奨学金	月額 50,000 円
JEES・田辺三菱製薬医学・薬学奨学金	月額 150,000 円
公益財団法人 公益推進協会 (シャンティ奨学基金)	年額 500,000 円
公益財団法人 春秋育英会	月額 30,000 円
公益財団法人 昭憲記念財団	月額 25,000 円
公益財団法人 昭和育英会	月額 30,000 円
公益財団法人 神保教育文化財団	年額 480,000 円
公益財団法人 杉山奨学財団	年額 480,000 円
一般財団法人 誠志ソルヤ奨学会	月額 【学部】 30,000 円 【短大】 25,000 円
公益財団法人 大東育英会	月額 20,000 円
一般財団法人 鷹野学術振興財団	月額 50,000 円
公益財団法人 瀧川奨学財団	月額 【学部】 文系25,000 円 【学部】 理系28,000 円 【短大】 理系15,000 円
公益財団法人 辰野環境財団	月額 30,000 円
公益財団法人 朝鮮奨学会	月額 25,000 円
一般財団法人 TCS奨学会	月額 50,000 円
公益財団法人 戸部真紀財団	月額 60,000 円
公益財団法人 富本奨学会	月額 40,000 円
公益財団法人 トランスコスモス財団	月額 50,000 円
公益財団法人 中部奨学会	月額 35,000 円
公益財団法人 中村積善会	月額 50,000 円
公益財団法人 ナガワひまわり財団	月額 30,000 円
公益財団法人 西村奨学財団	月額 70,000 円
一般財団法人 日工記念事業団	月額 30,000 円
公益財団法人 似鳥国際奨学財団	月額 50,000 円
公益財団法人 日本通運育英会	月額 30,000 円
公益財団法人 林レオロジー記念財団	月額 30,000 円
公益財団法人 原・フルタイムシステム科学技術振興財団	月額 40,000 円
公益財団法人 パル井上財団	月額 30,000 円
公益財団法人 ひとのわ協会	月額 40,000 円

## 地方公共団体・民間育英団体の奨学金

前年度、大学に推薦・募集依頼があった団体は下表のとおりです。年度によって募集がない場合や、募集資格等が変更になる場合がございます。

### 給付(返還不要)

団体名称	給付金額
一般財団法人 深川真マリモ奨学財団	年額 480,000 円
公益財団法人 藤井国際奨学財団	月額 50,000 円
公益財団法人 フジシール財団	月額 50,000 円
公益財団法人 ほくと育英会	月額 15,000 円
公益財団法人 山田満育英会	月額 40,000 円
公益財団法人 山村章奨学財団	年額 480,000 円
公益財団法人 夢&環境等支援宮崎記念基金	月額 30,000 円
公益財団法人 吉田育英会(マスター21)	月額 80,000 円
公益財団法人 米濱・リンガーハット財団	月額 20,000 円
一般財団法人 レントオール奨学財団	月額 30,000 円
公益財団法人 和佐見丸和財団	月額 50,000 円
公益財団法人 和佐見丸和財団 (スポーツ活動奨学生)	年額 300,000 円

### 貸与(返還必要)

団体名称	貸与金額
公益財団法人 アキレス育英会	月額 30,000~40,000 円
一般財団法人 あしなが育英会	月額 40,000, 50,000 円
公益財団法人 味の素奨学会	月額 30,000~35,000 円
石川県教育委員会	月額 44,000 円
出雲市教育委員会	月額 50,000 円
出雲市教育委員会 (出雲市高野令一育英奨学金)	月額 60,000 円
一般財団法人 エス・シー・ビー育英会	月額 30,000 円
公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	月額 60,000 円
岐阜県教育委員会 (岐阜県選奨奨生奨学金)	月額 16,000~32,000 円
熊本県教育庁(熊本県育英資金)	月額 35,000 円
富山県教育委員会	月額 45,000~51,000 円
公益財団法人 中部奨学会	月額 35,000 円
福島教育委員会(福島県奨学資金)	月額 40,000 円
公益財団法人 宮崎県奨学会	月額 25,000 円
公益財団法人 山口県ひとづくり財団	月額 51,000~52,000 円

### 給付・貸与

団体名称	金額
公益財団法人 交通遺児育英会	月額 40,000~60,000円 (内給付20,000円)

## 日本政策金融公庫 国の教育ローン

日本政策金融公庫の国の教育ローンは、無担保のうえ低金利[年利2.65%、ただし母子家庭、父子家庭または世帯収入200万円(所得132万円)以内の方または、子ども3人以上<sup>(注)</sup>の世帯かつ世帯収入500万円(所得356万円)以内の方は年利2.25%、令和7年1月現在]で、その他の融資条件も他の金融機関に比べて穏やかです。利用できるのは大学院・大学・短大・専修学校などへの進学者の保護者で、学生一人につき350万円までの融資が受けられます。

在学中でも限度枠の範囲ならいつでも利用できます。

返済期間はどの教育機関もすべて18年以内です。在学期間内での元金の据置ができます(返済期間に含まれます)。

「国の教育ローン」は日本政策金融公庫国民生活事業の店舗のほか、最寄りの金融機関でも取り扱っています。

各自が直接お問い合わせください。

(注)お申込んだ方の方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢・修学の有無を問いません。

### 【国の教育ローンに関する相談・お問い合わせ】

ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>



# 近畿大学提携ローン オリコ学費サポートプラン

「オリコ学費サポートプラン」は近畿大学が「株式会社オリエントコーポレーション（通称オリコ）」とローン提携したもので、各種奨学金制度と同様に学生（保護者）に対して経済的な支援を行うことを目的としています。

「オリコ学費サポートプラン」は学費等をオリコが立替払いして大学に納付し、利用者はオリコに分割支払することで、一時的な負担を軽減することができます。

## ●「オリコ学費サポートプラン」の概要

- ・利 用 用 途 授業料等の大学納付金
- ・申 込 者 保護者の方（原則保証人は必要）
- ・支 払 方 法 通常払い、ステップアップ払い（在学中は分割払手数料のみ支払）、親子リレー払いから選択できます。
- ・分割払手数料率 実質年率 3.5%（固定）※令和7年2月現在
- ・取扱上限額 500万円、700万円（薬学部のみ）
- ・必要書類の納付書等 学費の納付書等
- ・借入金振り込み オリコから大学指定の口座へ直接振り込まれます
- ・お問い合わせ 0120-517-325 9:30~17:30（土日祝休）

オリコサポートプラン  
WEB ページ



## ※注意事項

- ・入学手続き金を提携ローンで納付する場合、申し込み入力は納付期限の5営業日前までに完了してください。申し込み入力の翌営業日にオリコから審査結果をご利用者ご連絡いたします。
- ・入学手続き金を提携ローンで納付する場合、申し込み者の責により、大学納付期日までにオリコからの入金がない場合は入学手続きの無効となりますので、本プラン利用にあたっては、自己責任のもと、申し込み手続き・期日等の日程に注意して手続きしてください。
- ・「オリコ学費サポートプラン」契約後、休学手続きや入学辞退等で返金が発生した場合は、大学から学費負担者に返金いたしますが、返金には時間を要します（2~3カ月程度）。返金までに発生する利息は、申込者とオリコとの契約上、申請者の負担となりますのであらかじめご了承ください。
- ・契約後、入学手続き金等の納付金が大学に直接振り込まれます。申込者の口座には振り込まれません。
- ・「オリコ学費サポートプラン」は近畿大学の在学学生、および近畿大学入学予定者以外の利用は認められません。

## ●「オリコ学費サポートプラン」についてのお問い合わせ

オリコ学費サポートデスク フリーダイヤル 0120-517-325 受付時間 平日 9:30~17:30

## ●インターネットからのお申し込み方法・提携ローンの紹介

申し込みホームページは「入学予定の方」と「既に在学中の方」に分かれています。誤ったホームページから申し込みすると無効になりますので、正しいホームページから申し込みをしてください。

【入学予定者向け:オリコ申込ページ】



【在学学生向け:オリコ申込ページ】



【近畿大学 HP オリコご案内ページ】



# 参考資料 高等教育修学支援新制度授業料等の減免について

## 自宅通学<<私立>>

大学  
 授業料 上限 700,000 円  
 入学金 上限 260,000 円

短大(夜間)  
 授業料 上限 360,000 円  
 入学金 上限 170,000 円

## 近畿大学の場合

大学  
 授業料 上限 700,000 円  
 入学金 上限 250,000 円

短大(夜間)  
 授業料 上限 360,000 円  
 入学金 上限 170,000 円

減免額 ※ ( ) 内の金額は生活保護世帯及び児童養護施設から通学する者

区分		自宅通学				
		給付奨学金 月額	給付奨学金 年額	入学金減免額	授業料減免額 年額	奨学金+授業料 減免年額
大 学	第1区分	38,300 円	459,600 円	250,000 円	700,000 円	1,159,600 円
	第1区分(多子世帯)	(42,500 円)	(510,000 円)			(1,210,000 円)
	第2区分	25,600 円	307,200 円	250,000 円	700,000 円	773,900 円
	第2区分(多子世帯)	(28,400 円)	(340,800 円)			(807,500 円)
	第3区分	12,800 円	153,600 円	250,000 円	700,000 円	387,000 円
	第3区分(多子世帯)	(14,200 円)	(170,400 円)			(403,800 円)
	第4区分(多子世帯)	9,600 円	115,200 円	250,000 円	700,000 円	853,600 円
	第4区分(理工農系)	—	—	86,700 円	233,400 円	(870,400 円)
	多子世帯	—	—	250,000 円	700,000 円	233,400 円
多子世帯	—	—	250,000 円	700,000 円	700,000 円	
短 大 夜 間	第1区分	38,300 円	459,600 円	170,000 円	360,000 円	819,600 円
	第1区分(多子世帯)	(42,500 円)	(510,000 円)			(870,000 円)
	第2区分	25,600 円	307,200 円	170,000 円	360,000 円	547,200 円
	第2区分(多子世帯)	(28,400 円)	(340,800 円)			(580,800 円)
	第3区分	12,800 円	153,600 円	170,000 円	360,000 円	273,600 円
	第3区分(多子世帯)	(14,200 円)	(170,400 円)			(290,400 円)
	第4区分(多子世帯)	9,600 円	87,600 円	170,000 円	360,000 円	513,600 円
	第4区分(理工農系)	—	—	42,500 円	90,000 円	(530,400 円)
多子世帯	—	—	170,000 円	360,000 円	447,600 円	
多子世帯	—	—	170,000 円	360,000 円	(488,400 円)	
多子世帯	—	—	42,500 円	90,000 円	90,000 円	
多子世帯	—	—	170,000 円	360,000 円	360,000 円	

# 参考資料 高等教育修学支援新制度授業料等の減免について

## 自宅外通学《私立》

大学  
授業料 上限 700,000 円  
入学金 上限 260,000 円

短大(夜間)  
授業料 上限 360,000 円  
入学金 上限 170,000 円

### 近畿大学の場合

大学  
授業料 上限 700,000 円  
入学金 上限 250,000 円

短大(夜間)  
授業料 上限 360,000 円  
入学金 上限 170,000 円

### 減免額

区分		自宅外通学				
		給付奨学金 月額	給付奨学金 年額	入学金減免額	授業料減免額 年額	奨学金+授業料 減免年額
大 学	第1区分	75,800 円	909,600 円	250,000 円	700,000 円	1,609,600 円
	第1区分(多子世帯)					
	第2区分	50,600 円	607,200 円	173,400 円	466,700 円	1,073,900 円
	第2区分(多子世帯)					
	第3区分	25,300 円	303,600 円	86,700 円	233,400 円	537,000 円
	第3区分(多子世帯)					
	第4区分(多子世帯)	19,000 円	228,000 円	250,000 円	700,000 円	928,000 円
	第4区分(理工農系)	—	—	86,700 円	233,400 円	233,400 円
多子世帯	—	—	250,000 円	700,000 円	700,000 円	
短 大 夜 間	第1区分	75,800 円	909,600 円	170,000 円	360,000 円	1,269,600 円
	第1区分(多子世帯)					
	第2区分	50,600 円	607,200 円	113,400 円	240,000 円	847,200 円
	第2区分(多子世帯)					
	第3区分	25,300 円	303,600 円	56,700 円	120,000 円	423,600 円
	第3区分(多子世帯)					
	第4区分(多子世帯)	19,000 円	228,000 円	170,000 円	360,000 円	588,000 円
	第4区分(理工農系)	—	—	42,500 円	90,000 円	90,000 円
多子世帯	—	—	170,000 円	360,000 円	360,000 円	

# Memo





# 奨学金に関するお問い合わせ先

入学・在籍するキャンパスへお問い合わせください  
※日曜日・祝日・入試・一斉閉室期間・創立記念日は休みです

●法学部・経済学部・経営学部・理工学部・  
建築学部・薬学部・文芸学部・総合社会学部・  
国際学部・情報学部・短期大学部

[東大阪キャンパス]

学生部奨学金担当

電話:(06)4307-3064

受付時間:平日 9:00~17:00

土曜日 9:00~12:00

●農学部[奈良キャンパス]

学生支援課

電話:(0742)43-1849

受付時間:平日 9:00~17:00

●医学部[大阪狭山キャンパス]

学務課 奨学金係

電話:(072)366-0221

受付時間:平日 9:00~17:00

●生物理工学部[和歌山キャンパス]

教務・学生担当 奨学金係

電話:(0736)77-3888

受付時間:平日 9:00~17:00

●工学部[広島キャンパス]

学生担当 奨学金係

電話:(082)434-7007

受付時間:平日 9:00~17:00

●産業理工学部[福岡キャンパス]

学生支援課 奨学金担当

電話:(0948)22-5655

受付時間:平日 9:00~17:00

